令和6年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

	目	次	
番号	件	名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること 改正する条例)	(神奈川県県税条例の一部を	1
県 報 第 2 号	専決処分について承認を求めること 対する控訴について)	(損害賠償請求訴訟の判決に	2

県報第1号

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例(昭和 45 年神奈川県条例第 26 号)の一部を次のように改正する。 附則第28項中「令和 6 年 3 月 31日」を「令和 9 年 3 月 31日」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し 専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

専決処分について承認を求めること

の提訴に係る損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について

1 訴訟当事者

原告

被告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

2 控訴年月日

令和6年4月4日(東京高等裁判所)

3 控訴の理由

原告らは、令和元年10月9日、磯子警察署の警察官らが110番通報に基づき原告ら宅を訪問し、原告らから事情聴取などをしたことについて、障がい者に対する配慮を欠いた違法行為があったとして、国家賠償法第1条第1項に基づき、令和2年3月23日、神奈川県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起し、令和6年3月21日、判決の言渡しがあったが、この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められるので控訴するものとする。

令和6年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の 規定により承認を求めるものであります。